

① **施設入所支援**（利用定員30名のサービス費） 基本的なサービス利用料金 就労継続支援B型（利用定員20名の報酬単位）

基本的なサービス費及び加算項目（単位＝10円）

算定の有無	基本的サービス費及び加算項目	単位／日
<input checked="" type="checkbox"/>	就労継続支援B型サービス費(Ⅰ) (五)	589 単位
<input checked="" type="checkbox"/>	食事提供体制加算 ※該当の方のみ 収入が一定額以下の利用者に対して事業所が食事を提供した場合	30 単位
<input checked="" type="checkbox"/>	欠席時対応加算 ※急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合（1月に4回まで）	94 単位
<input checked="" type="checkbox"/>	初期加算 ※利用開始日から起算して30日以内の期間の算定	30 単位
	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) ※常勤の職業指導員等のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士又は公認心理士の資格保有者が35%以上の場合	15 単位
<input checked="" type="checkbox"/>	福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) ※常勤の職業指導員等のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士又は公認心理士の資格保有者が25%以上の場合	10 単位
	福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) ※職業指導員等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上の場合	6 単位
	重度者支援体制加算(Ⅰ) ※前年度の障害基礎年金1級を受給者数が当該年度の利用者数の50%以上の場合	56 単位
<input checked="" type="checkbox"/>	重度者支援体制加算(Ⅱ) ※前年度の障害基礎年金1級を受給者数が当該年度の利用者数の25%以上50%未満の場合	28 単位
<input checked="" type="checkbox"/>	目標工賃達成指導員配置加算 ※常勤換算方法で1人以上配置し、手厚い人 置(職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で7.5:1以上、かつ当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で6:1以上)をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合	89 単位
<input checked="" type="checkbox"/>	送迎加算(Ⅰ) ※1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合(送迎を利用している方のみ)	21 単位
<input checked="" type="checkbox"/>	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※所定単位数合計に対し6.9%を加算	—
<input checked="" type="checkbox"/>	福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) ※所定単位数合計に対し2.0%を加算	—

❖表1に該当する方は、上記の利用者負担額が軽減されます。(市町村が発行する「障害福祉サービス受給者証」に記載された利用者負担上限月額が1か月あたりの負担の上限額になります。利用者負担上限月額が0円になっている方は、介護給付費対象サービスに係る自己負担は0円になります。)

訓練等給付費対象外サービス

介護給付費対象外サービスは下記のとおりです。サービスの種類によっては、実費となるものがあります。

サービスの種類	内 容	金額
食事の提供	栄養士の管理の下、栄養面と利用者の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。別途料金をいただきます。 食事時間 昼食：12:00～13:00	510円/食 但し、食事提供体制加算該当者は310円

生産活動等	生産活動を行う上で、利用者個人で負担していただくことが適切であると認められるものについては、個人負担していただきます。	実費
クラブ活動等余暇活動	日常生活に潤いを持たせ、余暇活動を促進するために利用者の希望を基にクラブ活動を企画し、実施します。	実費
日用品費	日常生活に必要なもので、利用者個人に負担していただくことが適切と認められるもの（個別的なもの）は個人で購入していただきます。下記の物は事業者が用意します。 手洗い用石鹸、トイレットペーパー、その他共用の日用品	実費
サービス提供記録等の保管	利用者のサービス提供記録や各種書類をサービス利用完結の日から5年間保存します。	
サービス提供記録等の閲覧	利用者本人や身元引受人がサービス提供記録や各種書類の閲覧を希望する場合は、当法人の個人情報の保護に関する規程に従って閲覧することができます。閲覧は、営業日の営業時間内とします。	
サービス提供記録等複写物の交付	利用者本人や身元引受人がサービス提供記録や各種書類の複写物の交付を希望する場合は、当法人の個人情報の保護に関する規程に従って交付します。交付に関する対応は、営業日の営業時間内とします。	